

Q6-20 台湾での過少資本税制について教えてください。

過少資本税制とは、関連者との間において、出資に代えて借入れを多くすることによる税負担の軽減を防止するために、一定の割合を越える支払利息の損金算入を認めないこととする制度です。台湾の過少資本税制は、「営利事業の関連者からの負債に係る支払利息の損金不算入に関する査定弁法」に定められており、関連者からの借入金を含む負債の総額が株主資本の3倍を超過した場合、超過分の負債にかかる支払利息は税務上損金算入できません。過少資本税制の対象となる負債には、関連者からの直接的な借入金だけでなく、非関連者を經由した間接的な借入金、あるいは、関連者による担保の提供や連帯責任の保証が付与されている非関連者からの借入金も含まれます。

同弁法における過少資本税制の概要は以下の通りです。

1. 関連者の定義

移転価格監査準則に定義されている範囲と同じ(Q9-2.参照)

2. 株主資本の範囲

<現地法人の場合>①純資産と②払込資本金+払込剰余金のうち、いずれか金額の大きい方
<支店の場合>実際に投下された運営資金

3. 損金不算入となる支払利息額の計算式

$$\text{当年度の関連者に対する支払利息の合計額} \times \left(1 - \frac{\text{3}}{\text{関連者に対する負債の対株主資本比率}} \right)$$

4. 除外規定

営利事業者が下記のいずれかの条件に該当する場合、上記3.の計算を行う必要はなく、また、税務申告書において関連者に対する負債に関する情報を開示する必要もありません(セーフハーバー原則)。

- (1) 税務申告書の営業収入と営業外収益の合計が NT\$3,000 万以下の場合
- (2) 税務申告書の支払利息の総額および関連者への支払利息がいずれも NT\$400 万以下の場合
- (3) 税務申告書の支払利息を控除する前の課税所得額がマイナスであり、かつ欠損金を繰越控除しない場合

また、以下の(1)~(3)に該当する負債は、関連者に対する負債には含まれません。

- (1) 資産化あるいは繰延費用として計上される利息に対応する負債
- (2) 関連者による保証付きの借入のうち、自己所有資産による担保が十分なもの
営利事業者が非関連者である金融機関から直接借り入れる際、自己所有資産の担保提供が十分であることを証明できれば、金融機関から関連者による連帯責任の保証の提供を求められていても、当該借入金は関連者に対する負債に算入する必要はありません。
- (3) その他財政部が許可する負債